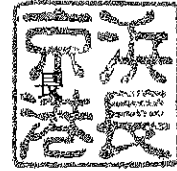


港長公示第 30-12 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 30 年 9 月 5 日

京 浜 港



京浜港横浜区第 1 区みなとみらい地区臨港パーク東方海域における航泊の制限について

京浜港横浜区第 1 区みなとみらい地区臨港パーク東方海域において、みなとみらいスマートフェスティバルが行われるため、下記により船舶の航行及び停泊を制限する。

記

1 期 間

平成 30 年 9 月 8 日 (土)

1730 から、花火の打ち上げが終了し、安全が確認されるまでの間 (2010 予定)

2 区 域 (別図参照)

次の各点を順次に結んだ線及び岸線により囲まれた海域 (世界測地系)

イ	北緯 35 度 27 分 49.6 秒、東経 139 度 38 分 18.4 秒
ロ	北緯 35 度 27 分 53.2 秒、東経 139 度 38 分 23.6 秒
ハ	北緯 35 度 28 分 01.0 秒、東経 139 度 38 分 33.2 秒
ニ	北緯 35 度 28 分 01.0 秒、東経 139 度 38 分 46.6 秒
ホ	北緯 35 度 27 分 53.2 秒、東経 139 度 38 分 56.2 秒
へ	北緯 35 度 27 分 42.2 秒、東経 139 度 38 分 56.2 秒
ト	北緯 35 度 27 分 34.4 秒、東経 139 度 38 分 46.7 秒
チ	北緯 35 度 27 分 34.3 秒、東経 139 度 38 分 33.2 秒
リ	北緯 35 度 27 分 34.3 秒、東経 139 度 38 分 17.4 秒

3 標 識 (別図参照)

上記 2 の各地点及びロとハ、ハとニ、ニとホ、ホとへ、へとト、トとチ、チとリの各間に赤旗及び青色閃光灯付オレンジ塗浮標が設置される。

4 制限事項

船舶は、上記 1 期間中、2 区域内を航行及び停泊してはならない。

ただし、当該花火打ち上げに従事する船舶、港長が許可した船舶及び海上保安庁巡視船艇を除く。

5 備 考

行事区域周辺では、「警戒船」の看板及び赤旗の設置並びに青色閃光灯を点灯（夜間）した警戒船が臨港パーク前面海域に15隻、北・東各水堤周辺に11隻、ベイブリッジ橋脚周辺に2隻、計28隻が配備される。

別図

